

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第8号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 相談の概要

※ 平成18年4月から平成19年2月の相談件数は7,341件で、前年同時期(7,169件)と比べ横ばい！

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求！

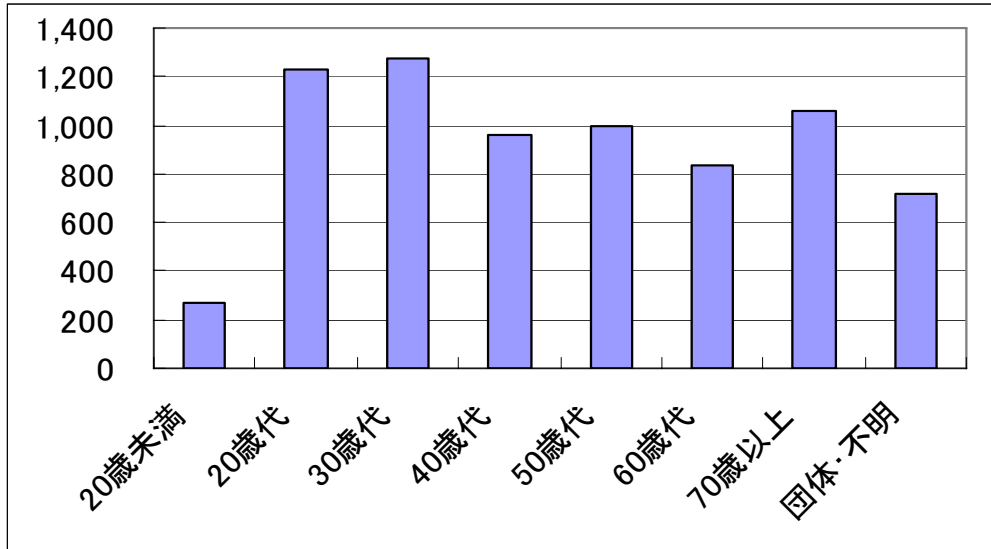
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	2,197	29.9%	はがきによる架空請求，アダルト情報サービス
賃貸住宅	533	7.3%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	214	2.9%	浄水器
書籍・印刷物	181	2.5%	同窓会名簿，紳士録
家屋修繕工事	180	2.5%	屋根，床下工事，設備工事
教室・講座	170	2.3%	英会話教室
電報・電話	156	2.1%	通話料，パケット通信料
理美容	154	2.1%	エステサービス
文具・事務用品	151	2.1%	電話機類，パソコン機器類
自動車	104	1.4%	自動車，オートバイ
その他	3,301	45.0%	
合計	7,341	100.0%	

## 年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	267	1,229	1,276	959	999	839	1,055	717	7,341
構成比	3.6%	16.7%	17.4%	13.1%	13.6%	11.4%	14.4%	9.8%	100%



## 2 製品事故に関する情報

### ※ 温水洗浄便座に関する注意喚起（新着）

東陶機器株式会社が製造した温水洗浄便座一体形便器について、発煙・発火に至る可能性があることが判明したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070417\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070417_1.html))

### ※ 電気乾燥機に関する注意喚起（新着）

東芝コンシューママーケティング株式会社(旧株式会社東芝)が製造した電気乾燥機について、製品発火、製品焼損が発生したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070409004/20070409004.html>)

※ **ビルトイン型食器洗い乾燥機に関する注意喚起（新着）**

株式会社ハーマンプロが製造したビルトイン型食器洗い乾燥機の一部の機種において、発煙・発火の可能性があることが判明したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070413\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070413_1.html))

### 3 トピックス

※ **5月は消費者月間です**

京都市では、消費者月間である5月の間、市役所、区役所・支所のロビー等で、消費者被害に遭わないための心構え等を分かりやすく紹介するパネル展示を行っています。

※ **原野商法の二次被害にご注意を！**

原野商法とは、「将来必ず値上がりする」「もうすぐ道路ができるので貴重な土地になる」といった虚偽の説明により、ほとんど価値のない山林や原野を高額な価格で売りつける商法のことで、1970年前後から全国的に被害が急増し、その後、警察による摘発が相次ぎました。

最近、原野商法の被害者に対して、「土地を売却してあげるから手数料が必要だ」「土地の測量をしないと売却できない」などと言って契約を迫り、高額な手数料や測量代を請求する「原野商法の二次被害」に関する相談が寄せられています。

⇒ 「高額な値段で売却できる」というセールストークで勧誘することが多いのですが、実際には手数料や測量代を支払わせるだけで、土地を売却しないケースがほとんどです。契約を迫られても即断せずに、家族や身近な人とよく相談しましょう。

⇒ 実際に契約してしまった場合でも、クーリング・オフや契約取消ができることもありますので、市民生活センターに相談してください。

(原野商法に関する相談件数)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	4	7

※平成18年度は平成19年2月時点

⇒ **参 考** 国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>

※ 消費生活用製品安全法が改正されます

消費生活用製品による消費者の生命や身体に対する危害の発生の防止を図るための法律「消費生活用製品安全法」が改正され、平成19年5月14日に施行されます。今回の改正で製品事故情報の報告・公表制度が新設されます。

《重大な製品事故が発生したときの流れ》

重大製品事故発生



メーカー・輸入業者の事故報告

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故を報告（義務）し、国は情報を的確に把握します。



国（経済産業省）による公表

重大な製品事故の再発を防止するために、国は、収集した事故情報を分析し、その結果を広く国民に公表します。



国（経済産業省）による命令

国は、メーカーや輸入業者に対して、安全でない製品の製造や輸入を禁止したり回収するよう命令します。

国が製品事故情報を随時公表します。

⇒ **参考** 経済産業省ホームページ

(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>)

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。  
京都市市民生活センター ☎256-0800（消費生活相談専用）  
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F  
(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ：  
257-9002 午前10時から午後4時



平成19年5月発行

京都市印刷物第194088号